



埼玉県報

第 2 4 6 2 号
平成 2 5 年 1 月 2 9 日
火 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [春日部都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [蕨都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更\(第5回\)に係る事項の公告\(市街地整備課\)](#)
- [二級建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [県道富岡入間線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道富岡入間線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県公安委員会規則第1号中訂正\(地域課\)](#)

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 職員は、埼玉県教育委員会職員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（登庁時刻及び退庁時刻の記録）



第八条の二 職員（出退勤管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために登庁したときは、その時刻を出退勤管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 職員は、退庁しようとするときは、その時刻を出退勤管理システムにより、自ら記録しなければならない。

様式第四号を様式第四号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第4号(2) (第7条関係)

(表)

		埼玉県教育委員会職員証	
Saitama Prefectural Government			
No.			
写 真	氏 名		
	ふ り が な		
	生年月日 年 月 日		
	上記の者は、埼玉県教育委員会の職員であることを証明する。		
縦 3.0cm	埼玉県教育委員会 		
横 2.7cm			
発行日 年 月 日			

8.54cm

5.4cm

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、常に所持しなければならない。
- 2 記載事項に変更を生じたとき、又は紛失し、若しくは毀損したときは、所属長に届け出なければならない。
- 3 この証明書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 職員でなくなる場合は、返納しなければならない。

備考 1 この証明書は、直射日光の当たる場所又は高温となる場所に置かないこと。

2 この証明書を折り曲げたり、強い衝撃を与えたりしないこと。

備考 埼玉県章は、直径 0.7cm とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人よしかわ幼児教室おひさま園

三 代表者の氏名

富田 真理子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市大字川藤字川岸百五十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、市民の自主運営のもと、地域の子どもたち及びその親、家族に対して、幼児期の保育と教育・子育て支援活動・子ども居場所づくりを行い、子どもと子どもを取り巻く人々・社会・環境との交流を深めながら、親が安心して子育てを行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日光街道幸手を感ずる会
- 三 代表者の氏名
新井 和博
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市中二丁目一番九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幸手市内の中心市街地を主とした地域に対し、古民家や観光資源などの地域に遺る歴史・文化資源を活用し、地域の知名度向上に資する活動や、地域コミュニティの形成、地域アイデンティティの確立などの、市民と来街者に愛される地域づくりを推進することによって、幸手市の経済活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
アースサポート上尾	上尾市中妻2-16-8	アースサポート株式会社	訪問介護	平成24年12月1日
			介護予防訪問介護	
ご隠居長屋 和楽久 川口	川口市石神1708	株式会社ヘリオス・East	特定施設入居者生活介護	平成24年12月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
医療法人MSAアクセス村越外科胃腸科肛門科	鴻巣市吹上本町1-4-13	医療法人MSAアクセス	訪問リハビリテーション	平成24年4月1日
ケアプランちゃお	入間郡毛呂山町南台5-35-21	株式会社ハッピーライフちゃお	居宅介護支援	平成25年1月1日
ケアヘルパーちゃお	入間郡毛呂山町南台5-35-21	株式会社ハッピーライフちゃお	訪問介護	平成25年1月1日
			介護予防訪問介護	
医療法人社団康神会 立川歯科	比企郡ときがわ町番匠665-1	医療法人社団康神会	居宅療養管理指導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
特定非営利活動法人 ヌウケア	朝霞市根岸台7-7-1-101	特定非営利活動法人 ヌウケア	訪問介護	平成24年10月1日
			介護予防訪問介護	
特定非営利活動法人 ヌウケア	朝霞市根岸台7-7-1-101	特定非営利活動法人 ヌウケア	居宅介護支援	平成24年10月1日
GENKI NEXT 越谷蒲生	越谷市蒲生寿町18-32	株式会社板垣	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
さいとー薬局	富士見市鶴馬2-20-3	株式会社大暉	居宅療養管理指導	平成25年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
でんでんむしむし	本庄市共栄49	特定非営利活動法人でんでんむしむし	訪問介護	平成25年1月1日

			介護予防訪問介護	
ウエルシア薬局 本庄万年寺店	本庄市万年寺 1 - 1 1 - 3 3	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あおい薬局北店	久喜市久喜北 2 - 2 - 3 5	有限会社トライアンプ	居宅療養管理指導	平成24年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
さらさら屋	熊谷市新堀 7 8 7 - 1 コーポ籠原 1 0 1	株式会社シー・ティー・エス	福祉用具貸与	平成25年1月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
西上尾薬局	上尾市小敷谷 5 2 - 3	株式会社エスシーグループ	居宅療養管理指導	平成25年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
きく薬局	熊谷市新堀新田 5 0 3 - 2	有限会社ミカド薬局	居宅療養管理指導	平成24年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
エルサ上尾訪問看護ステーション	上尾市藤波 3 - 2 6 5 - 1	医療法人社団愛友会	訪問看護	平成24年12月1日
			介護予防訪問看護	
医療法人あかつき会 はとがやケアセンター	川口市坂下町 4 - 1 6 - 2 6	医療法人あかつき会	介護老人保健施設	平成25年1月1日
もみり八の家 万吉	熊谷市万吉 9 8 4 - 9	株式会社柔愛堂グループ	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所ハートユー	熊谷市江南中央 3 - 1 - 2 4	株式会社ゆうしん福祉サービス	居宅介護支援	平成25年1月7日

ジャパンケア和光	和光市西大和団地6デュプレ西大和第4号棟第104号室	株式会社ジャパンケアサービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成24年12月1日
デイサービス一期の家深谷上野台	深谷市上野台2991-1	ケア・トラスト株式会社	通所介護	平成24年12月1日
			介護予防通所介護	
ケアプラン i	深谷市本郷1817-1	株式会社ケアステーションi	居宅介護支援	平成25年1月1日
ケアセンターみのり	深谷市人見1926-1	有限会社久米工業	居宅介護支援	平成24年12月1日
ソラスト川口	川口市弥平2-22-10	株式会社ソラスト	特定施設入居者生活介護	平成24年12月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
居宅介護支援事業所 かずき	川口市本町4-5-26-2903	株式会社一樹	居宅介護支援	平成25年1月1日
茶話本舗デイサービス桶川	桶川市神明1-5-7	株式会社ウェルオフ	通所介護	平成24年12月1日
茶話本舗デイサービス桶川泉	桶川市泉2-15-23	株式会社アクティヴワン	通所介護	平成24年12月1日
デイサービス山ぼうし	桶川市寿2-16-19	株式会社ビジュアルビジョン	通所介護	平成24年11月1日
			介護予防通所介護	

告 示

埼玉県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
アイティーシー株式会社 東関東支店	所 在 地	上尾市原新町 2 - 2 0	上尾市原新町 8 - 1 2	福 祉 用 具 貸 与
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 福 祉 用 具 販 売
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
株式会社エミール行田居宅介護支援事業所	所 在 地	行田市清水町 1 - 1 4	行田市持田 2 - 1 5 - 1 4	居 宅 介 護 支 援
	名 称	株式会社エミール介護センター行田営業所	株式会社エミール行田居宅介護支援事業所	
株式会社エミール行田入浴介護事業所	所 在 地	行田市清水町 1 - 1 4	行田市持田 2 - 1 5 - 1 4	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
				訪 問 入 浴 介 護
	名 称	株式会社エミール介護センター行田営業所	株式会社エミール行田入浴介護事業所	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
				訪 問 入 浴 介 護
株式会社エミール行田福祉用具貸与事業所	所 在 地	行田市清水町 1 - 1 4	行田市持田 2 - 1 5 - 1 4	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				福 祉 用 具 貸 与
	名 称	株式会社エミール介護センター行田営業所	株式会社エミール行田福祉用具貸与事業所	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				福 祉 用 具 貸 与
株式会社エミール行田特定(介護予防)福祉用具販売事業所	所 在 地	行田市清水町 1 - 1 5	行田市持田 2 - 1 5 - 1 4	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				特 定 福 祉 用 具 販 売
青 い 鳥	所 在 地	春日部市西金野井 3 2 4 - 9 6	春日部市大沼 5 - 7 グランドール上沖 - 101	居 宅 介 護 支 援
				訪 問 介 護

				介 護 予 防 訪 問 介 護
あねとす地域ケアセンター寄居	所 在 地	深谷市人見 1 9 7 5	寄居町寄居 1 1 8 4 - 7	居 宅 介 護 支 援
	名 称	在宅支援センターあねとす居宅介護支援	あねとす地域ケアセンター寄居	
ジ ャ パ ン ケ ア 上 尾	所 在 地	上尾市原新町 6 - 4 4 EXALT 北上尾 1 0 1 号	上尾市原新町 2 5 - 1 0 EXALT 北上尾 1 0 1 号	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
ジ ャ パ ン ケ ア 上 尾	所 在 地	上尾市原新町 6 - 4 4 EXALT 北上尾 1 0 2 号	上尾市原新町 2 5 - 1 0 EXALT 北上尾 1 0 2 号	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護
				訪 問 入 浴 介 護
まごころケアサービス	所 在 地	川口市元郷 4 - 4 - 2 5 第 3 池田マンション 1 0 1 号	川口市元郷 5 - 6 - 1 第三石峰ビル 1 階	居 宅 介 護 支 援
まごころケアサービス	所 在 地	川口市元郷 4 - 4 - 2 5 第 3 池田マンション 1 0 1 号	川口市元郷 5 - 6 - 1 第三石峰ビル 1 階	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護

告 示

埼玉県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
立 川 歯 科	比 企 郡 と き が わ 町 番 匠 6 5 5 - 1	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 24 年 11 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
フ ロ ン テ ィ ア 薬 局 春 日 部 店	春 日 部 市 新 宿 新 田 2 7 9 - 1	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 24 年 11 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ベ ス ト ラ イ フ 川 口	川 口 市 芝 富 士 2 - 1 0 - 4 0	訪 問 介 護	平 成 25 年 1 月 31 日
ベ ス ト ラ イ フ 志 木 訪 問 介 護 事 業 所	朝 霞 市 三 原 1 - 3 3 - 1	訪 問 介 護	平 成 25 年 1 月 31 日
有 限 会 社 ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン ち ゃ お 毛 呂 山 事 業 所	入 間 郡 毛 呂 山 町 南 台 5 - 3 5 - 2 1	訪 問 介 護	平 成 24 年 12 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 介 護	
有 限 会 社 ヘ ル パ ー ス テ ー シ ョ ン ち ゃ お 毛 呂 山 事 業 所	入 間 郡 毛 呂 山 町 南 台 5 - 3 5 - 2 1	居 宅 介 護 支 援	平 成 24 年 12 月 31 日
訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 飯 能 リ ハ ビ リ 館	飯 能 市 下 畑 2 9 6	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	平 成 25 年 1 月 31 日
		介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
ベ ス ト ラ イ フ 清 瀬 訪 問 介 護 事 業 所	新 座 市 新 堀 3 - 4 - 3	訪 問 介 護	平 成 25 年 1 月 31 日
き く 薬 局	熊 谷 市 新 堀 新 田 5 1 9 - 1 7	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 24 年 11 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	

告 示

埼玉県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
ツインシティ眼科	高峰 邦雄	越谷市弥生町17-1 越谷ツインシティAシティ3階	平成25年1月1日
医療法人社団悠之会 ゆうあい内科・脳神経クリニック	医療法人社団悠之会	熊谷市太井1685-1	平成24年12月1日
おおさとファミリークリニック	医療法人社団大里会	越谷市大里字新田193-1 大里メディカルプラザ2階	平成24年11月1日
吉田歯科医院	吉田 豊利	大里郡寄居町末野656-1	平成24年12月1日
戸矢歯科医院	医療法人 T D C	児玉郡上里町七本木1788-1	平成24年12月1日
コマザキ歯科医院	駒崎 雅浩	蓮田市東5-4-3	平成24年12月28日
サニーデンタルクリニック	医療法人ひだまり会	飯能市緑町11-23	平成24年11月1日
くるみ歯科医院	太田 秀一	東松山市箭弓町2-4-19	平成24年6月1日
野口歯科医院	松澤 智史	春日部市大衾406-12	平成24年10月2日
立川歯科	医療法人社団康神会	比企郡ときがわ町番匠665-1	平成24年12月1日
戸田えがお歯科	堤 俊通	戸田市下戸田1-18-2 パティオ戸田公園2階	平成25年1月1日
ひなた歯科医院	辻 村 啓	所沢市緑町3-36-18 1階	平成25年1月21日
きく薬局	有限会社ミカド薬局	熊谷市新堀新田503-2	平成24年12月1日
朝日薬局	株式会社徳栄	川口市末広3-2-6	平成24年9月1日
上柴薬局	株式会社TAKEDA企画	深谷市上柴町西2-14-44	平成24年11月1日

シミズ薬局	鈴木邦子	深谷市本住町5-3-6	平成24年11月30日
徳永薬局東松山店	徳永薬局株式会社	東松山市本町1-7-24	平成25年1月1日
さくら薬局春日部店	クラフト株式会社	春日部市谷原新田1200-8	平成24年12月1日
ウエルシア薬局本庄万年寺店	ウエルシア関東株式会社	本庄市万年寺1-11-33	平成24年12月1日
なみき薬局	株式会社バシラックス	川口市並木3-14-22カーサビアンカ1階	平成25年1月1日
共明堂キリン薬局	株式会社文殊企画	新座市東北1-10-2	平成25年1月10日
スマイル薬局	株式会社パル・オネスト	富士見市鶴瀬西2-4-14	平成19年4月1日
エルサ上尾訪問看護ステーション	医療法人社団愛友会	上尾市藤波3-265-1	平成24年12月1日
富家在宅リハビリテーションケアセンター	医療法人社団富家会	ふじみ野市亀久保1839-4	平成23年4月1日
ゆうゆうケア	有限会社ニューズコーポレーション	北本市東間6-131	平成12年4月1日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
加藤直亮		かとう整骨院	朝霞市本町2-3-14	平成24年10月9日
趙章群		川島整骨院	富士見市西みずほ台1-18-12NIビル1階	平成24年10月29日
名倉宏治		こしがや1丁目鍼灸・整骨院	越谷市越ヶ谷1-1-2清水ビル1階-B	平成24年12月1日
中林敏正		こだま接骨院	本庄市児玉町八幡山299-2	平成24年12月1日

倉淵 和	東京在宅サービス	新宿区新宿1-5-4 YKBマイクガーデン201	平成25年1月1日
圓藤 明彦	レイス治療院	久喜市鷺宮3-27-22	平成21年10月1日
池中 邦興	三容治療院	上尾市小敷谷845-1 西上尾第一団地3-8-206	平成24年12月14日

告 示

埼玉県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
和 戸 駅 前 かつ お 歯 科	所 在 地	南 埼 玉 郡 宮 代 町 和 戸 1 - 7 0 - 3	南 埼 玉 郡 宮 代 町 和 戸 1 - 1 - 5
エ ー ス 薬 局 箭 弓 町 店	名 称	ド ラ ッ ク エ ー ス 薬 局 箭 弓 町 店	エ ー ス 薬 局 箭 弓 町 店

告 示

埼玉県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
戸 矢 歯 科 医 院	児 玉 郡 上 里 町 七 本 木 1 7 8 8 - 1	平 成 24 年 11 月 30 日
ま きの 内 科 クリニッ ク	桶 川 市 若 宮 1 - 1 - 7 桶 川 駅 前 メ デ ィ カ ル ビ ル 1 F	平 成 24 年 11 月 21 日
シ ミ ズ 薬 局	深 谷 市 本 住 町 5 - 3 6	平 成 24 年 11 月 29 日
野 口 歯 科 医 院	春 日 部 市 大 衾 4 0 6 - 1 2	平 成 24 年 10 月 1 日
ゆうあい内科・脳神経クリニック	熊 谷 市 太 井 1 6 8 5 - 1	平 成 24 年 11 月 30 日
おおさとファミリークリニック	越 谷 市 大 里 字 新 田 1 9 3 - 1 大 里 メ デ ィ カ ル プ ラ ザ 2 F	平 成 24 年 10 月 31 日
立 川 歯 科	比 企 郡 と き が わ 町 番 匠 6 5 5 - 1	平 成 24 年 11 月 30 日
マ サ ヤ 歯 科 クリニッ ク	戸 田 市 下 戸 田 1 - 1 8 - 2 2 F	平 成 24 年 7 月 30 日
一ノ割デンタルクリニック	春 日 部 市 一 ノ 割 1 - 4 - 1 9	平 成 24 年 12 月 31 日
サニードンタルクリニック	飯 能 市 緑 町 1 1 - 2 3	平 成 24 年 10 月 31 日
さくら薬局 春日部店	春 日 部 市 大 沼 6 - 1 3 8 - 2	平 成 24 年 11 月 30 日
さくら薬局 豊春店	春 日 部 市 上 蛭 田 6 3 1 - 2	平 成 24 年 7 月 31 日
フロンティア薬局 春日部薬局	春 日 部 市 新 宿 新 田 2 7 9 - 1	平 成 24 年 11 月 30 日
諸 井 医 院	越 谷 市 蒲 生 寿 町 1 9 - 3 1	平 成 24 年 10 月 29 日
カゴハラ歯科医院	深 谷 市 東 方 字 籠 原 3 2 7 8 - 1 3	平 成 24 年 12 月 31 日
さやま駅前薬局	狭 山 市 入 間 川 1 - 1 8 - 6	平 成 24 年 12 月 31 日
スマイル薬局	富 士 見 市 鶴 瀬 西 2 - 4 - 1 6	平 成 19 年 3 月 31 日

告 示

埼玉県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人泰玲会 吉田耳鼻咽喉科クリニック	越谷市南越谷 4 - 1 6 - 6	平成 25 年 1 月 31 日
えいすけ歯科クリニック	北葛飾郡杉戸町高野台東 2 - 2 - 2 0	平成 25 年 1 月 20 日
医療法人謙孝会 エル歯科医院	熊谷市弥生 1 - 1 9	平成 25 年 2 月 28 日

告 示

埼玉県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名	称	所	在	地	休	止	年	月	日	
奥	村	医	院	戸	田	市	喜	沢	1 - 3 3 - 4	平成 24 年 12 月 30 日
小	林	薬	局	川	口	市	西	川	口 3 - 3 1 - 1 2	平成 24 年 12 月 12 日

告 示

埼玉県告示第百十一号

平成二十五年一月八日付け埼玉県告示第二十六号で告示した春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十二号

平成二十五年一月八日付け埼玉県告示第二十七号で告示した蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十三号

平成二十五年一月八日付け埼玉県告示第二十八号で告示した坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十四号

平成二十五年一月八日付け埼玉県告示第二十九号で告示した坂戸都市計画下水道に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百十五号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 土地区画整理事業の名称

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業

二 施行者の名称

埼玉県

三 施行地区

八潮市大字伊勢野、大字大瀬、大字古新田、大字垢、大字大原及び大字大曾根

の各一部

四 事業施行期間

平成九年五月九日から平成三十七年三月三十一日まで（清算期間五年を含む。）

五 事務所の所在地

八潮市大字中馬場五十二番地二

埼玉県八潮新都市建設事務所

六 事業計画の決定の年月日

平成九年五月九日

七 変更の年月日

平成二十五年一月二十九日

告 示

埼玉県告示第百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年一月二十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

田儀 陽子

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二六九六六号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号による

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 富岡入間線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字仏子字下ヶ谷戸一 ○二番地先から同市大字仏子字 下ヶ谷戸一二五九番九地先まで		区 間
九・八五 一七・二一	七・八五 一四・八七	敷地の幅員 (メートル)
七六・四五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>富岡入間線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>入間市大字仏子字下ヶ谷戸一〇 二番地先から同市大字仏子字下ヶ 谷戸一五九番九地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年一月二十九日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示 第一号の道路予定区域 の一部供用開始である。 延長七六・四五メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月十日

指令川建セ第二四 七六号

二 検査済証番号

平成二十五年一月二十四日

川建セ第二四 一 五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三五九九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字松山二六一七番地一 県営岩花団地一 五二二

小川 竜也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年九月二十一日

指令川建セ第二四〇〇五五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年一月二十四日

川建セ第二四〇一〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田字前谷一三五九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字吉田一三五九番地

川口 忠雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十一日

指令川建セ第二四〇〇五〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月二十四日

川建セ第二四〇一〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字小川字大豆五駄九三九番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字小川七三二番地一〇

特定非営利活動法人ケアサポートすずらん 理事 船橋 正

正 誤

埼玉県公安委員会規則第一号（平成二十五年一月二十二日第二千四百六十号）中
訂正

ページ 行
一 十二

誤

皆	野	交	番
長	瀨	交	番

正

皆	野	交	番
長	瀨	交	番